議案第３５号

石岡市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和４年２月２２日　提　出

石岡市長　谷　島　洋　司

提　案　理　由

組織体制の見直しに伴い，所要の改正をするため。

石岡市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例

石岡市農業振興地域整備促進協議会条例（平成25年石岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第８条中「経済部」を「産業戦略部」に改める。

附　則

この条例は，令和４年４月１日から施行する。